

佐世保市新型コロナウイルス感染症経済対策

— 「with コロナ」社会に対応した地域経済の回復と活性化 —

現状

全国的に再び感染拡大の傾向がみられる中、地域経済は第1波の感染拡大の影響から回復しているとは言い難い状況です。

このような状況のなか、本市においては、感染拡大を防止するとともに、経済活動を再開し、強靱かつ自律的な地域経済を目指して①「新しい生活様式」等への対応、②事業継続等への対応の2つの方針のもと取組を進めていくこととしており、経済対策については、以下の方針に沿って展開していきます。

経済対策方針

「with コロナ」社会に対応した地域経済の回復と活性化

地域経済の回復と活性化にあたっては、地域ならではのきめ細かな支援による経済回復の下支えを重点的に実施するとともに、各企業、事業者等が実施する「新しい生活様式」を踏まえた消費活動等に対応するための「with コロナ」社会に対応した新たな経済活動への支援を開始します。これらにかかる支援を、必要とされる業種等を見極め、適切かつ迅速に実施することで、計画的に地域経済の回復と活性化を推進します。

●経済回復支援（事業継続等への対応）

— 地域ならではのきめ細かな支援による地域経済回復の下支え

感染症拡大防止の徹底と経済活動回復の両立が重要となる中、企業等の円滑な経済活動回復や、市民が安心して消費行動ができるような活動を支援します。

●経済活性化支援（「新しい生活様式」等への対応）

— 「with コロナ」社会に対応した新たな地域経済活動のスタート

「新しい生活様式」による消費活動等の社会的変化への対応が必要となることから「with コロナ」社会への対応にかかる新たな経済活動への支援を開始します。

➡ 強靱かつ自律的な地域経済へ

緩やかな経済回復から、新たな事業展開等によりステップアップした地域経済を持続させるとともに、今後への備えを行うことで強靱かつ自律的な地域経済を目指します。

●事業継続等への対応

営業活動支援事業

1 支援の目的

製造業または卸売業（製造問屋※に限る）を営む中小企業者が、県外への自社製品の販路拡大を行う際の営業コストの一部を補助することで、中小企業者の受注競争力の強化を図ることを目的とするものです。

※製造問屋・・・自らは製造を行わないで、自己所有に属する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売するもの。

2 対象事業者

市内に主たる事業所を有し、製造業または卸売業（製造問屋に限る）を営む中小企業者

3 補助対象経費

自社製品の販路拡大のため県外の取引先へのコロナ対策を講じた営業活動にかかる経費（旅費、待機宿泊費、抗体検査キット購入費など新型コロナウイルス感染症にかかる検査費）

4 補助率

補助対象経費の2分の1以内

5 補助限度額

1社あたり15万円

6 主な条件

①年間取引見込額が100万円以上であること

7 補助対象期間

令和2年10月1日から令和3年3月10日まで

8 問い合わせ

商工労働課 経営支援グループ 電話0956-24-1111（代表） 内線 3004

●事業継続等への対応

輸送費支援事業

1 支援の目的

製造業を営む中小企業者が、九州圏外への自社製造品の新たな販路開拓を行う際の輸送コストの一部を補助することで、中小企業者の受注競争力を強化し、販路拡大を図ることを目的とするものです。

2 対象事業者

市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者

3 補助対象経費

自社製造品を九州圏外の新たな取引先へ納品する際に、他社輸送（他社の輸送業者等による輸送）に係る輸送コスト

4 補助率

補助対象経費の2分の1以内

5 補助限度額

1社あたり400万円以内（複数回申請可能）

6 主な条件

- ①製品の納品先が、過去半年以上取引がない取引先または新規取引先であること
- ②補助金申請額が10万円以上であること
- ③最初に納品した日から1年以内は補助の対象とします

7 補助対象期間

令和2年10月から令和4年3月まで

8 問い合わせ

商工労働課 経営支援グループ 電話0956-24-1111（代表） 内線 3003

●「新しい生活様式」等への対応

創造的技術開発支援事業(コロナ対応型)

1 支援の目的

ポストコロナ社会での新たな需要獲得を図るため、新たな技術、製品、システム等の研究開発に必要な経費の一部を補助するものです。「新しい生活様式」や感染防止に資する場合には、「コロナ特別枠」として、補助率・補助上限額を嵩上げて支援します。

2 対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者

3 補助対象経費

①専門家に要する謝金、旅費、原稿料 ②委託経費 ③人件費（小規模企業支援事業を除く）
④原材料費 ⑤機械工具費 ⑥施設等使用料 ⑦広告宣伝費 ⑧工業所有権等導入経費
⑨視察旅費 ⑩事務費

4 補助率及び補助限度額等

	補助事業	対象となる内容	補助率	補助限度額
①	mono-づくり支援事業	創造的な新製品、新技術に関するもの	対象経費の 1/2以内 ※1 2/3以内	300万円
②	ソフトウェア開発等支援事業	コンピューターソフト開発や、ウェブ上での新製品、新技術に関するもの		※1 400万円
③	小規模企業者支援事業(※2)	創造的な新製品、新技術に関するもの	対象経費の 1/2以内	50万円

※1 「コロナ特別枠」の場合は、補助率・補助限度額が嵩上げされます

※2 小規模企業者支援事業は「中小企業基本法」の「小規模企業者」を対象とします

5 補助対象期間

令和2年10月から令和3年12月までの間で1年以内の期間

6 留意事項

- ①審査会において申請者はプレゼンテーションを実施します
- ②補助金の交付決定は審査会の審査結果を踏まえ行います
- ③国県等の補助金など財政的支援との重複受給はできません

7 問い合わせ

商工労働課 経営支援グループ 電話0956-24-1111（代表） 内線 3003

●「新しい生活様式」等への対応

させば産品需要開拓事業

1 支援の目的

市内物産関連事業者が、新しい生活様式に対応した新たな需要を獲得するため、一般社団法人佐世保物産振興協会が運営する市内特産品のインターネット販売サイト「佐世保ふるさと市場サセボーノ!!」を活用した販売促進キャンペーンに対し、必要な経費の一部を補助するものです。

2 対象事業者

一般社団法人佐世保物産振興協会

3 補助対象事業

①配送料無料キャンペーン事業

配送料無料キャンペーンにかかる購入者への送料分を補助

補助率 10 / 10 以内

②ポイント還元キャンペーン事業

ポイント還元キャンペーンにかかるポイント増額分の一部を補助

補助率 1 / 2 以内

③広報宣伝、管理運営事業等

キャンペーンの広告宣伝、サイトへの商品登録等にかかる経費の一部を補助

補助率 2 / 3 以内

4 全体事業費

21,500千円

5 販売促進キャンペーンの内容

「佐世保ふるさと市場サセボーノ!!」において、送料無料及びポイント還元15%（1ポイント1円）キャンペーンを実施します

実施期間：令和2年11月～令和3年1月

※キャンペーンは期間にかかわらず予算に達し次第終了となります

6 問い合わせ

ふるさと物産振興課 電話0956-24-1111（代表） 内線 7260-12

●事業継続等への対応

肉用牛繁殖経営支援・酪農経営支援事業

1 支援の目的

①肉用牛繁殖経営支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛等により、和牛肉の消費が低迷し、子牛価格も連動して、下落傾向となっています。この状況を逆手に、地域に残る優良遺伝子の保持、および市場ニーズの高い牛肉の生産を行う繁殖雌牛群の整備を推進するため、市場出荷予定であった雌子牛の自家保留（生まれた子牛を育てて母牛にすること）に対し支援するものです。

②酪農経営支援

乳用牛の更新においては、外部（県外）からの導入が主流となっていますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、県外への移動を控えている状況です。安定した経営には計画的な乳用牛の更新が必要であり、外部からの導入に頼らず、後継牛の確保をするため雌子牛の自家保留に対し支援するものです。

2 対象事業者

- ①肉用牛繁殖経営支援 ： 佐世保市内の肉用牛繁殖経営者
- ②酪農経営支援 ： 佐世保市内の酪農経営者

3 補助対象

自家保留を行った牛で、血統書等の証明書を有し、正常な発育をしている牛

4 補助金額

- ①肉用牛繁殖経営支援 ： 50千円／頭
- ②酪農経営支援 ： 25千円／頭

5 補助対象期間

令和2年4月から令和2年12月まで

6 問い合わせ

農業畜産課 生産振興係 電話0956-24-1111（代表） 内線 3038

●「新しい生活様式」等への対応

養殖漁業新展開創出事業

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛により、漁業生産や経営に影響を強く受けている養殖漁業者等に対し、その影響から回復し、経済活動をステップアップすることを目指し、新しい消費者需要へ対応するための生産や販売方法などの創出に向けた取組に対し必要な経費の一部を補助するものです。

2 対象事業者

以下の条件をすべて満たすもの

- ①市内に住所を有する養殖漁業者（個人及び法人）または養殖漁業者が所属する漁業協同組合であるもの。
- ②令和2年2月以降において養殖漁業を営んでおり、漁業を継続していく意思があるもの。
- ③令和元年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないもの。

3 補助対象経費

養殖漁業の新しい生産や販売方法の創出に向けた以下の経費

- ①機械装置等費 ②広報費・展示会等出展費 ③旅費（旅費のみでの申請は不可）
- ④開発・取得費（新商品・試作品開発費等） ⑤雑役務費 ⑥施設処分費
- ⑦委託費・外注費 ⑧借料

4 補助率及び補助限度額

補助率：対象経費の2/3以内

補助限度額：100万円

5 申請期間

令和2年10月から令和3年1月まで

6 留意事項

国県等の経営継続補助金で交付を受けた経費については、重複して申請できません

7 問い合わせ

水産課 水産振興係 電話0956-24-1111（代表） 内線 3053

●事業継続等への対応

基幹公共交通持続化支援事業

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校等の一斉休校や各種イベント等の中止、市民への外出自粛要請により公共交通機関の利用者が著しく減少しています。

特に、基幹公共交通として複数の地域間を定時・定路線で結ぶ「路線バス」や「地域鉄道」はコロナ禍の状況下においても、市民生活や地域経済を維持するため、利用者の多寡に関わらず継続した運行が求められていますが、運賃収入の大幅な減少によりその維持が困難となる恐れがあります。

更に今後、第2波、第3波の懸念があり、新型コロナ発生前の状態までの利用回復が見込めない状況にあることから、これからの安定した公共交通網の維持及び市民の足を永続的に確保していくため、基幹公共交通の安定的かつ持続的な運行を行うために必要となる運行経費に対して給付金による支援を行うものです。

2 対象事業者

市内に営業路線を有する基幹公共交通事業者（2社）

- ・路線バス：西肥自動車株式会社
- ・地域鉄道：松浦鉄道株式会社

3 支援額

対象となる基幹公共交通事業者に対して、持続化給付金を交付します。

4 事業規模

持続化給付金：106,700千円（基幹公共交通事業者2社）

5 問い合わせ

地域交通課 電話0956-24-1111（代表） 内線 2775～2777